

# ゲノムテクノロジー研究会 ELSI分科会

## 人を対象とする生命科学・医学系研究 に関する倫理指針(令和5年3月改正)概要

丸山英二(神戸大学名誉教授)

1

## 医学研究に適用される 法令・基準・倫理指針

2

### 医学研究に適用される法令・指針一覧

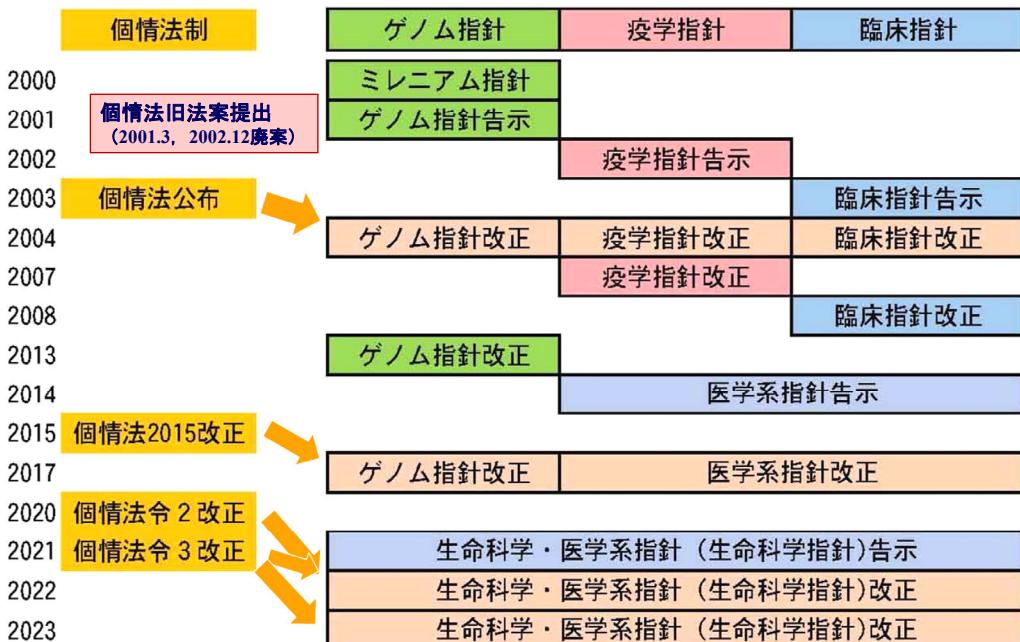
#### 古くからあるもの

- ① 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」(2013、薬事法1960、厚労省)
- ② 「組換えDNA実験指針」(1979-2004、文部省・科技庁、廃止)
- ③ 「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」(旧GCP、厚生省、1989、廃止)
- ④ 「医薬品の臨床試験の実施の基準」(新GCP、厚生省、1997)
- ⑤ 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(厚生省、1994、文科省・厚労省、2002、廃止)
- 〔⑥「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」(厚労省、2015)〕

#### ゲノム指針以降

- ⑦ 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文科・厚労・経産、2001、廃止)
- ⑧ 「疫学研究に関する倫理指針」(2002、文科省・厚労省、廃止)
- ⑨ 「臨床研究に関する倫理指針」(2003、厚労省、廃止)
- ⑩ 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(2013、厚労省)
- ⑪ 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(2014、文科省・厚労省、廃止)
- ⑫ 「臨床研究法」(2017、厚労省)
- ⑬ 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(2021、文科・厚労・経産)

3



## 医学研究に適用される主要な法令・指針

- ◆薬事法⇒医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法、厚労、1960.8.10公布、2013.11.27法律名変更、2014.11.25施行、2019.12.4、2022.5.20改正)
- ◆遺伝子治療等臨床研究に関する指針(厚労、2015.8.12制定、2015.10.1施行、2017.4.7一部改正、2019.2.28改正、2023.3.27改正)(当初、1994年、文部・厚生)
- ◆医薬品の臨床試験の実施の基準(厚労、1997.3.27公布、2022.5.20最終改正)
- ◆ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(文科・厚労・経産、2001.3.29告示、2021.6.30廃止)
- ◆ヒトES細胞の樹立/分配機関/使用に関する指針(樹立=文科・厚労、分配機関/使用=文科、2014.11.25告示、分配機関/使用は2019.4.1告示、2022.3.31最終改正)(当初、2001.9.25告示)
- ◆疫学研究に関する倫理指針(文科・厚労、2002.6.17告示、2015.3.31廃止)
- ◆臨床研究に関する倫理指針(厚労、2003.7.30告示、2015.3.31廃止)
- ◆再生医療等の安全性の確保等に関する法律(厚労、2013.11.27公布、2014.11.25施行、施行規則=2014.9.26公布、2017.11.30改正、2018.11.30改正、2022.3.29最終改正)
- ◆人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文科・厚労、2014.12.22告示、2015.4.1施行、2017.2.28一部改正、2017.5.30同施行、2021.6.30廃止)
- ◆臨床研究法(厚労、2017.4.14公布、2018.4.1施行、2019.12.4改正、施行規則=2018.2.28公布、2018.11.30改正、2022.9.30最終改正)
- ◆人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文科・厚労・経産、2021.3.23告示、2021.6.30施行、2023.3.27改正、2023.7.1同施行)

5

## 主要な法令・指針と適用対象

法令指針	適用対象
	人を対象とする生命科学・医学系研究
	人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動
	ア 次の①～④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (2023.3)	<p>① 傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。)の理解</p> <p>② 病態の理解</p> <p>③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証</p> <p>④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証</p>
	イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること

6

## 主要な法令・指針と適用対象

法令指針	適用対象
医薬品の臨床試験の実施の基準 (GCP)(1997.3、2022.5改正)	<b>治験</b> 医薬品、医療機器、再生医療等製品などの製造販売承認申請をする際に提出する医薬品等の有効性、安全性に関する資料を収集する目的で実施される臨床試験[ここでは医薬品に係る治験]
臨床研究法 (2017.4公布、2018.4施行)	<b>臨床研究</b> 医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究 <b>特定臨床研究</b> ① メーカーから研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究 ② 未承認医薬品等又は適応外で医薬品等を使用する研究
再生医療法 (2013.11公布、2014.11施行)	<b>再生医療等</b> ①人の身体の構造・機能の再建・修復・形成、又は②人の疾病的治療又は予防を目的とする医療技術で人又は動物の細胞加工物を用いるもの

7

## 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

2

8

## 生命・医学系指針の主な改正内容（目次）

1. 「適切な同意」の定義の適正化
2. 指針の適用範囲の明確化
  - 日本国外にある研究者等に試料・情報の提供を行う場合
3. インフォームド・コンセント（IC）等手続の見直し
  - 仮名加工情報の利用に係る手続
  - 同意を受ける時点で特定されなかった研究の既存試料・情報の提供に係る手続
  - オプトアウト※により、既存試料を自機関利用・他機関提供する場合の要件
  - 既存試料・情報に係るIC手続の簡略化規定
  - 同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる又は他の研究機関に提供する可能性がある場合の同意取得時の説明事項
4. オプトアウト手続の見直し
  - 研究機関の長等の責務
  - 研究対象者等への通知等事項の追加
5. 外国の研究機関に提供する場合の情報提供等の見直し

※ 所定の事項を研究対象者等に通知又は容易に知り得る状態に置く+研究対象者等が拒否する機会を保障する

文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針・令和5年改正について」解説スライド（2023.4.17）3頁<sup>3</sup>

10

## 総則

### 指針の目的と基本方針

#### 第1 目的及び基本方針

この指針は、人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、**人間の尊厳及び人権が守られ**、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。全ての関係者は、次に掲げる全ての事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。

①	社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること
②	研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること
③	研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考慮すること
④	独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること
⑤	研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること
⑥	社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること
⑦	研究に利用する個人情報等を適切に管理すること
⑧	研究の質及び透明性を確保すること

11

### 第3 適用範囲

#### 第3 適用範囲

##### 1 適用される研究

この指針は、我が国の研究者等により実施され、又は日本国内において実施される**人を対象とする生命科学・医学系研究**を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行うものとする。

また、次に掲げるアからウまでのいずれかの研究に該当する場合は、**この指針の対象としない**。

ア	法令の規定により実施される研究
イ	法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
ウ	試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究
①	既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報
②	個人に関する情報に該当しない既存の情報[特定の個人に対応しない統計情報など]
③	既に作成されている匿名加工情報

3

## 第2 用語の定義

### (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究

人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。

ア 次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること

① 傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれに影響を与える要因を含む。)の理解

② 病態の理解

③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証

④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること

13

## 第2 用語の定義

### (2) 侵襲

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。

侵襲のうち、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

### (3) 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。)の有無又は程度を制御する行為(通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。)をいう。

14

## 第2 用語の定義

### (4) 試料

血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの(死者に係るものも含む。)をいう。

### (7) 既存試料・情報

試料・情報のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

① 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報

② 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていたもの

15

4

## 第2 用語の定義

### (9) 研究対象者

次に掲げるいずれかに該当する者(死者を含む。)をいう。

① 研究を実施される者(研究を実施されることを求められた者を含む。)

② 研究に用いられこととなる既存試料・情報を取得された者

### (10) 研究対象者等

研究対象者に加えて、代諾者等を含めたものをいう。

### (11) 研究機関

研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。

### (12) 共同研究機関

研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関(当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。)をいう。

### (13) 研究協力機関

研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し(侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う試料の取得は除く。)、研究機関に提供のみを行う機関をいう。

16

## 第2 用語の定義

### (14) 試料・情報の収集・提供を行う機関

研究機関のうち、試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務(以下「収集・提供」という。)を実施するものをいう。[バンクなど]

### (15) 学術研究機関等

個人情報保護法第16条第8項に規定する学術研究機関等をいう。

[個人情報保護法第16条第8項

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。]

### (16) 多機関共同研究

一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究をいう。

17/17

## 第2 用語の定義

### (22) インフォームド・コンセント

研究の実施又は継続(試料・情報の取扱いを含む。)に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む。)等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。[説明されるべき事項は、原則、第8・5の22項目(外国への提供がない場合は、同⑯を除いた21項目)]

### (23) 適切な同意

試料・情報の取得及び利用(提供を含む。)に関する研究対象者等の同意であって、研究対象者等がその同意について判断するために必要な事項が合理的かつ適切な方法によって明示された上でなされたもの(このうち個人情報等については、個人情報保護法における本人の同意を満たすもの)をいう。[(外国への提供の場合を除いて)実際上、示されるべき事項は、概ね、第8・6に掲げられた11項目のうち7~8項目]

5

## 第2 用語の定義

### (17) 研究者等

研究責任者その他の研究の実施(試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。)に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する者以外であって、次に掲げるいずれかの者は除く。

- ① 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者[研究協力機関]
- ② 既存試料・情報の提供のみを行う者[医療機関、検診機関など]
- ③ 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者

### (18) 研究責任者

研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。

なお、以下において、多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

### (19) 研究代表者

多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者をいう。

18

## 第2 用語の定義

### (24) 代諾者

生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者が[単独では]インフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。

### (25) 代諾者等

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者を含めたものをいう。

### (26) インフォームド・アセント

インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される研究対象者が、実施又は継続されようとする研究に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明を受け、当該研究を実施又は継続されることを理解し、賛意を表すことをいう。

20

## 第2 用語の定義

### (27) 個人情報

個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

#### 個人情報保護法第2条

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの

21

### 個人識別符号 [法律施行令1条要約]

① 身体特徴系符号	② 番号系符号
イ ゲノムデータ	イ 旅券(パスポート)番号
ロ 顔貌データ	ロ 基礎年金番号
ハ 虹彩模様データ	ハ 運転免許証番号
ニ 声紋データ	ニ 住民票コード
ホ 歩行態様データ	ホ 個人番号(マイナンバー)
ヘ 手の静脈形状データ	ヘ 健康保険証等の記号・番号
ト 指紋・掌紋のデータ	ト その他イ～ヘに準ずるものとして規則で定める符号
のいずれかで、それによって本人を識別できるもの	

〔「身体特徴系符号」「番号系符号」の名称は水町雅子『個人情報保護法』61頁(2017)参照。〕

22

### 個人識別符号——ゲノムデータ

(個人情報保護法ガイドライン(通則編))9頁(2022.9.7)

[身体特徴系の個人識別符合に関して、政令第1条第1号が掲げる身体の特徴を変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものとして、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。](要約)

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

ゲノムデータ(細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの)のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノムー塩基多型(single nucleotide polymorphism: SNP)データ、互いに独立な4箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(short tandem repeat: STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

[以下略]

23

6

## 第2 用語の定義

### (29) 要配慮個人情報

個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

#### 個人情報保護法第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### 病歴

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等

施行令第2条(四号、五号は省略)	一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。【障害の存在】
	二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果【健診・検査の結果】
	三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。【健康指導、診療、調剤】

24

## 第2 用語の定義

### (30) 仮名加工情報

個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。

#### 個人情報保護法第2条

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第1項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 二 第1項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

25

## 第2 用語の定義

### (31) 匿名加工情報

個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

#### 個人情報保護法第2条

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第1項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 二 第1項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

26

## 第2 用語の定義

### (32) 個人関連情報

個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。

#### 個人情報保護法第2条

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人情報保護法ガイドライン(通則編)22頁(抄), 2022.9

#### 【個人関連情報に該当する事例(※)】

- 1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等
- 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- 4) ある個人の位置情報
- 5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※)個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。……

27

## 研究者等の責務等

28

## 第2章 第4 研究者等の基本的責務

### 1 研究対象者等への配慮

- (1) 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- (2) 研究者等は、法令、指針等を遵守し、当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び研究機関の長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。
- (3) 研究者等は、研究を実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
- (4) 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等(以下「相談等」という。)に適切かつ迅速に対応しなければならない。
- (5) 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
- (6) 研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。

### 2 教育・研修

研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

29

## 第2章 第5 研究機関の長の責務等

### 1 研究に対する総括的な監督

- (1) 研究機関の長は、実施を許可した研究が適正に実施されるよう、必要な監督を行うことについての責任を負うものとする。
- (2) 研究機関の長は、当該研究がこの指針及び研究計画書に従い、適正に実施されていることを必要に応じて確認するとともに、研究の適正な実施を確保するために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 研究機関の長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。[(4)略]

### 2 研究の実施のための体制・規程の整備等

- (2) 研究機関の長は、当該研究機関において実施される研究に関連して研究対象者に健康被害が生じた場合、これに対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保しなければならない。
- (5) 研究機関の長は、当該研究機関における研究がこの指針に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとらなければならない。
- (7) 研究機関の長は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を当該研究機関の研究者等が受けけることを確保するための措置を講じなければならない。また、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

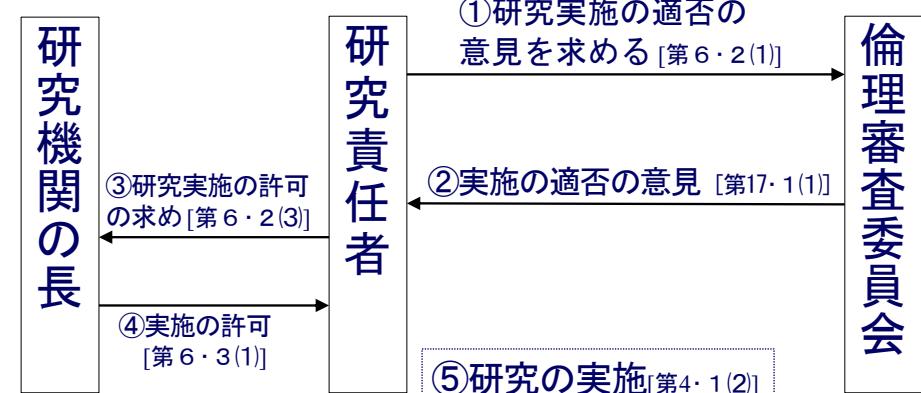
30

## 第3章 第6・1 研究計画書の作成・変更

- (1) 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。なお、第8の5⑪に掲げる事項について同意を受けた既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合であって、当該同意を受けた範囲内における研究の内容(提供先等を含む。)が特定されたときは、当該研究の内容に係る研究計画書の作成又は変更を行わなければならない。
- (2) 研究責任者は、(1)の研究計画書の作成又は変更に当たっては、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう考慮しなければならない。また、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。
- (3) 多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。
- (4) 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- (5) 研究責任者は、研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法……により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (7) 研究責任者は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴うものを実施しようとする場合には、当該研究に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うために、あらかじめ、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

8

## 生命科学指針の審査手続



([]内は指針の条数)

32

## 倫理審査委員会への付議

### 第6 研究計画書に関する手続 2 倫理審査委員会への付議

- (1) 研究責任者は、研究の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。
- (2) 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。
- (3) 研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他研究機関の長が求める書類を研究機関の長に提出し、当該研究機関における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。[(4)(5)略]

33

## 倫理審査委員会の委員構成・成立要件

### 第17 倫理審査委員会の役割・責務等

#### 2 構成及び会議の成立要件等

- (1) 倫理審査委員会の構成は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施できるよう、次に掲げる全ての要件を満たさなければならず、①から③までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

①	医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること
②	倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること
③	研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること
④	倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること
⑤	男女両性で構成されていること
⑥	5名以上であること

34

## 研究の登録・結果の公表

### 第6 4 研究の概要の登録

- (1) 研究責任者は、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース (Japan Registry of Clinical Trials: jRCT) 等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の概要をその研究の実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新するよう努めなければならない。[(2)略]

### 第6 6 研究終了後の対応

- (1) [略]
- (2) 研究責任者は、研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく研究機関の長へ報告しなければならない。
- (3) 研究責任者は、介入を行う研究を終了したときは、4(1)で当該研究の概要を登録した公開データベースに遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の結果の登録に努めなければならない。[(4)略]

35

9

## インフォームド・コンセント

36

## インフォームド・コンセント

### 第8 インフォームド・コンセントを受ける手続等

#### 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等

研究者等が研究を実施しようとするとき……[パンク事業関係について省略]は、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、それぞれ次の(1)から(5)までの手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受け……[外国が関係する場合について省略]なければならない。ただし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場合又は既存試料・情報の提供を受ける場合については、この限りでない。

37

## インフォームド・コンセント

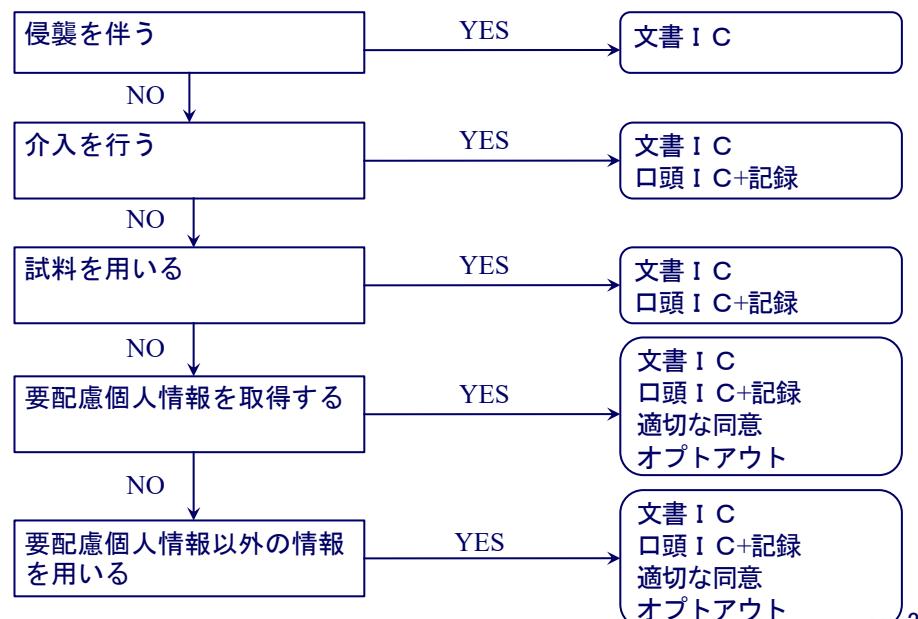
### 第8 インフォームド・コンセントを受ける手続等

#### 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | <b>新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合</b>            |
| (2) | <b>自らの研究機関において保有している既存試料・情報を研究に用いる場合</b>     |
| (3) | <b>他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合</b>             |
| (4) | <b>既存試料・情報の提供のみを行う者等の手続</b>                  |
| (5) | <b>(3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合</b> |
| (6) | <b>外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い</b>               |

38

### 第8 1(1) 新規試料・情報の取得の場合の要件



39

### 第8 1(1) 新規試料・情報の取得の場合の要件 (第8・1(1)イ(1)(2))

試料を用いない研究(第8・1(1)イ(1)(2))	原則	IC/適切な同意を受ける	
		但書	オプトアウト(①非侵襲的、②不利益なし、③補充性;広報・周知等の措置)
(i) 要配慮個人情報を取得		学術研究機関等が学術研究目的で要配慮情報を取得する場合で、対象者の権利利益を不当に侵害するおそれなし 要配慮情報取得による研究実施に特段の理由があり、対象者等から IC/適切な同意を受けることが困難	
(ii) 要配慮個人情報を用いない		IC/適切な同意を受ける	オプトアウト(通知・公表※事項6①~⑪)

※「公開し」→「研究対象者等が容易に知り得る状態に置き」(以下「公表」)

10

40

## 第8 5 説明事項

### 5 説明事項

インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。

①	研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けている旨
②	当該研究対象者に係る研究協力機関の名称、既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称並びに <b>全ての研究責任者の氏名及び研究機関の名称</b>
③	研究の <b>目的</b> 及び <b>意義</b>
④	研究の <b>方法</b> (研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。)及び <b>期間</b>
⑤	研究 <b>対象者として選定された理由</b>
⑥	研究対象者に生じる <b>負担</b> 並びに予測される <b>リスク</b> 及び <b>利益</b>
⑦	研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても隨時これを <b>撤回できる旨</b> (研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講ずることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む。)

41

## 第8 5 説明事項

⑧	研究が実施又は継続されることに <b>同意しないこと</b> 又は <b>同意を撤回すること</b> によって研究対象者等が <b>不利益な取扱いを受けない旨</b>
⑨	研究に関する <b>情報公開</b> の方法
⑩	研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で <b>研究計画書及び研究の方法</b> に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法
⑪	<b>個人情報等</b> の取扱い(加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。)
⑫	<b>試料・情報の保管及び廃棄</b> の方法
⑬	研究の <b>資金源</b> その他の <b>研究機関の研究</b> に係る <b>利益相反</b> 及び <b>個人の収益</b> その他の <b>研究者等の研究</b> に係る <b>利益相反</b> に関する状況
⑭	研究により得られた結果等の取扱い
⑮	研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応(遺伝カウンセリングを含む。)

42

## 第8 5 説明事項

⑯	外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、1(6)イに規定する情報
⑰	研究対象者等に <b>経済的負担</b> 又は <b>謝礼</b> がある場合には、その旨及びその内容
⑱	通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、 <b>他の治療方法等</b> に関する事項
⑲	通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後に <b>おける医療の提供</b> に関する対応
⑳	侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた <b>健康被害</b> に対する補償の有無及びその内容
㉑	研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない <b>将来の研究</b> のために用いられる <b>可能性</b> 又は他の研究機関に提供する <b>可能性</b> がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される <b>研究</b> 及び <b>提供先となる研究機関</b> に関する情報を研究対象者等が <b>確認する方法</b>
㉒	侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、 <b>モニタリング</b> に従事する者及び <b>監査</b> に従事する者並びに <b>倫理審査委員会</b> が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する <b>試料・情報</b> を <b>閲覧する旨</b>

43

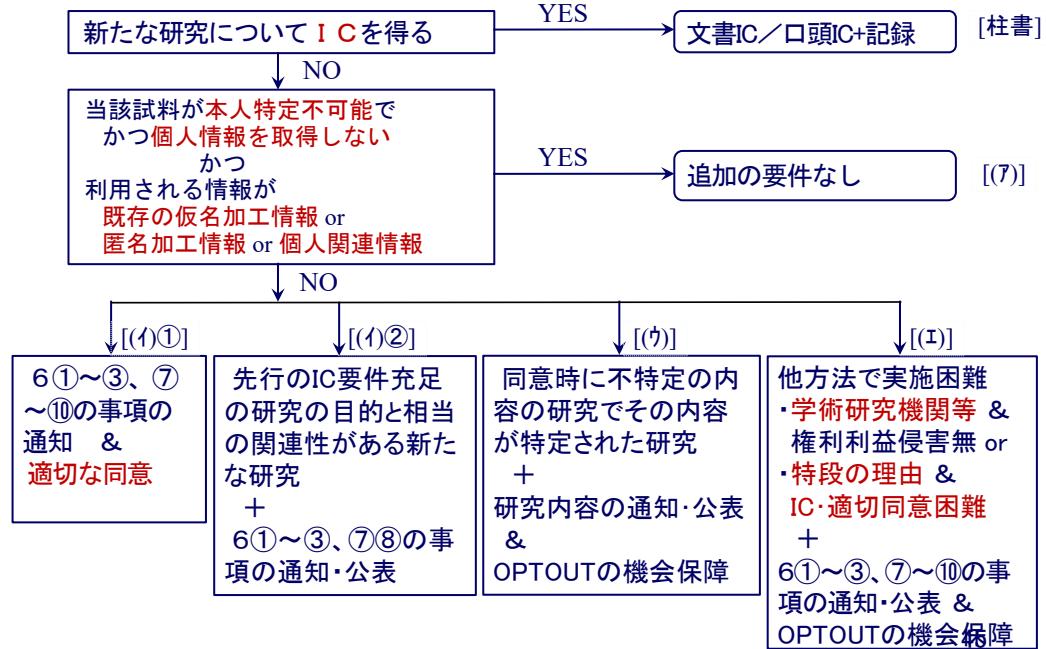
## 第8 6 [研究対象者等に対する通知等をすべき事項]

1の規定において、研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項は以下のとおりとする。

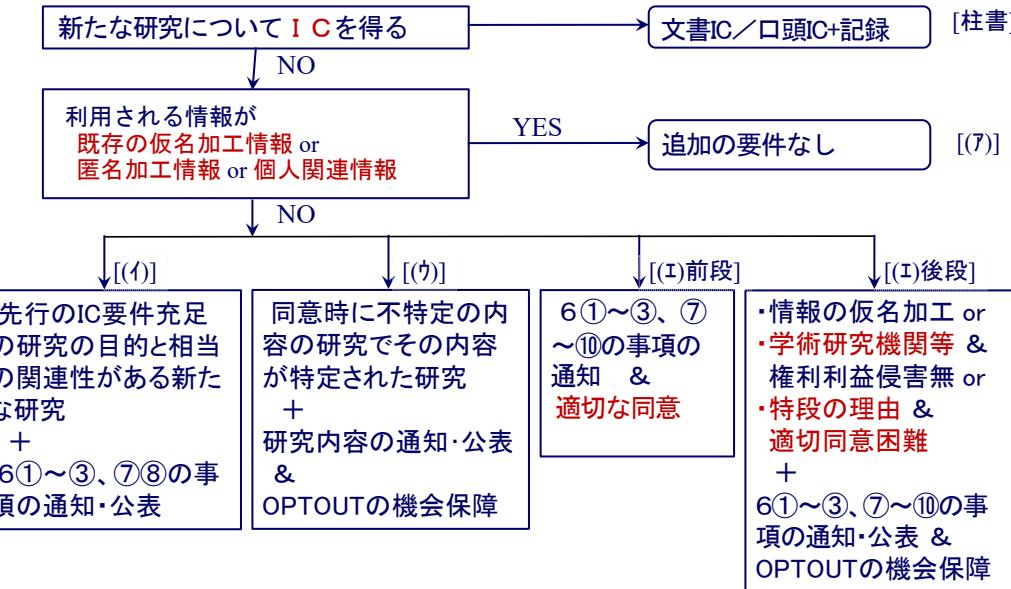
①	<b>試料・情報の利用目的及び利用方法</b> (他の機関へ提供される場合はその方法を含む。)
②	利用し、又は提供する <b>試料・情報の項目</b>
③	利用又は提供を <b>開始する予定日</b>
④	<b>試料・情報の提供を行う機関の名称</b> 及び <b>その長の氏名</b>
⑤	提供する <b>試料・情報の取得の方法</b>
⑥	提供する <b>試料・情報</b> を用いる <b>研究</b> に係る <b>研究責任者</b> (多機関共同研究にあっては、 <b>研究代表者</b> )の <b>氏名</b> 及び当該者が所属する <b>研究機関の名称</b>
⑦	<b>利用する者の範囲</b>
⑧	<b>試料・情報の管理</b> について <b>責任を有する者の氏名</b> 又は <b>名称</b>
⑨	研究対象者等の <b>求めに応じて</b> 、研究対象者が識別される <b>試料・情報の利用</b> 又は他の <b>研究機関</b> への <b>提供を停止する旨</b>
⑩	⑨の <b>研究対象者等の求めを受け付ける方法</b>
⑪	外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、1(6)イに規定する情報

44

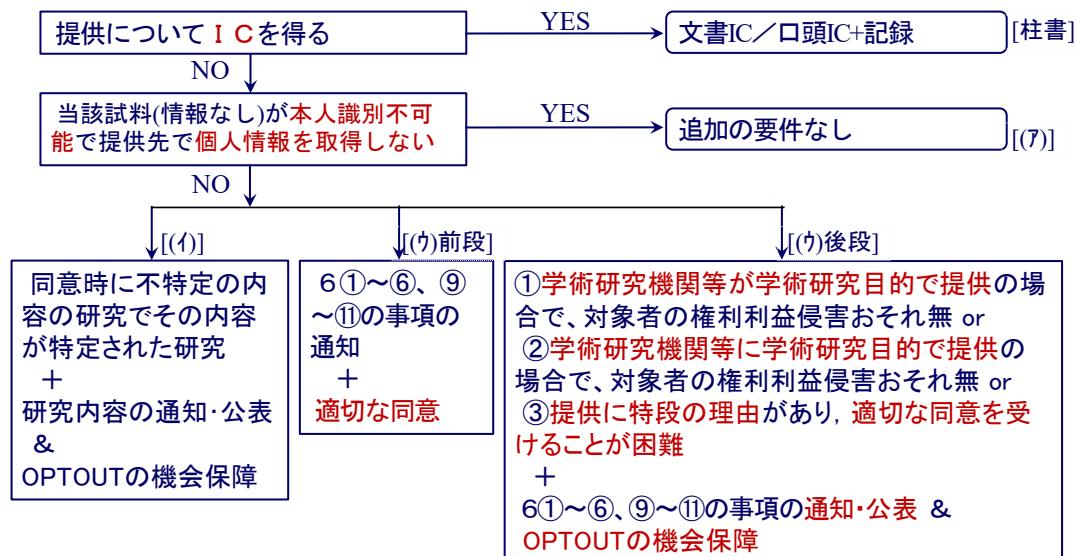
## 第8 1(2)ア 既存試料・情報の自機関利用の場合の要件



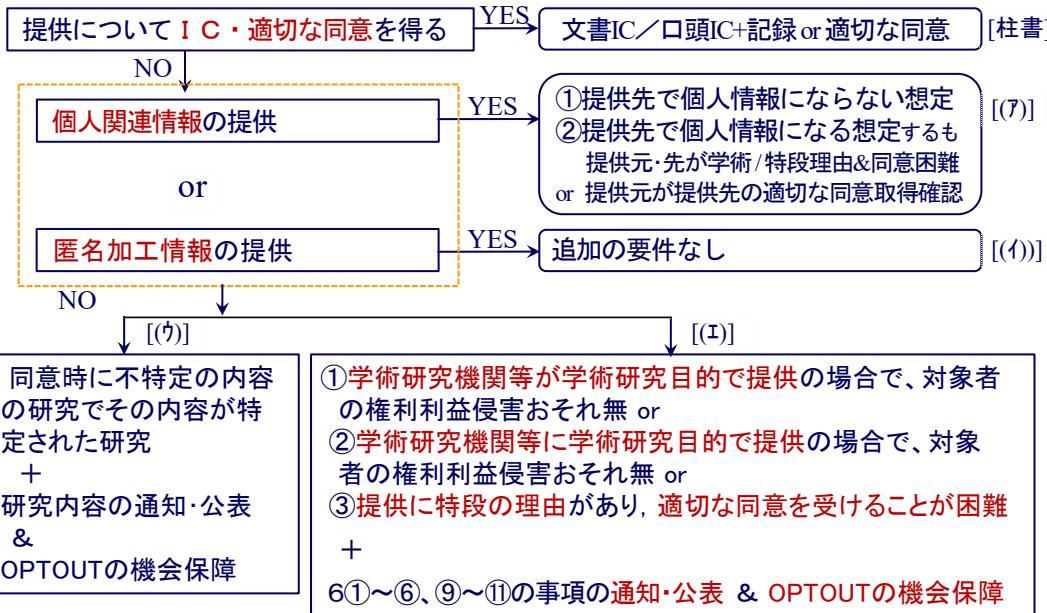
## 第8 1(2)イ 既存情報の自機関利用の場合の要件



## 第8 1(3)ア 既存試料・要配慮情報の他機関提供の場合の要件



## 第8 1(3)イ 既存の非配慮情報の他機関提供の場合の要件



## 第8 1(4) 既存試料・情報の提供のみを行う者の手続

既存試料・情報の提供のみを行う者等は、(3)の手続に加えて、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長(以下「所属機関の長」という。)は、既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程(試料・情報の取扱いに関する事項を含む。)を整備すること

イ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)ア(ア)又はイ(ア)①、②(i)若しくは(ii)により既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について所属機関の長に報告すること【試料・情報の本人が特定されない場合】

ウ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(ア)②(ii)、(ウ)若しくは(エ)により既存試料・情報を提供しようとするときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、所属機関の長の許可を得ていること

49

## 第8 1(4) 既存試料・情報の提供のみを行う者の手続

エ 既存試料・情報の提供のみを行う者が(3)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(ウ)若しくは(エ)により既存試料・情報の提供を行う場合には、所属機関の長は、当該既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること

50

## 第8 1(5) 既存試料・情報の他機関からの取得の場合の要件

当該試料・情報の提供に関する確認(第8・1(5)ア)

- (7) 既存試料・情報に関するIC又は既存試料・情報の提供の要件充足の内容  
(イ) 既存試料・情報の提供元の名称、住所及びその長の氏名  
(ウ) 既存試料・情報の提供元による当該既存試料・情報の取得の経緯



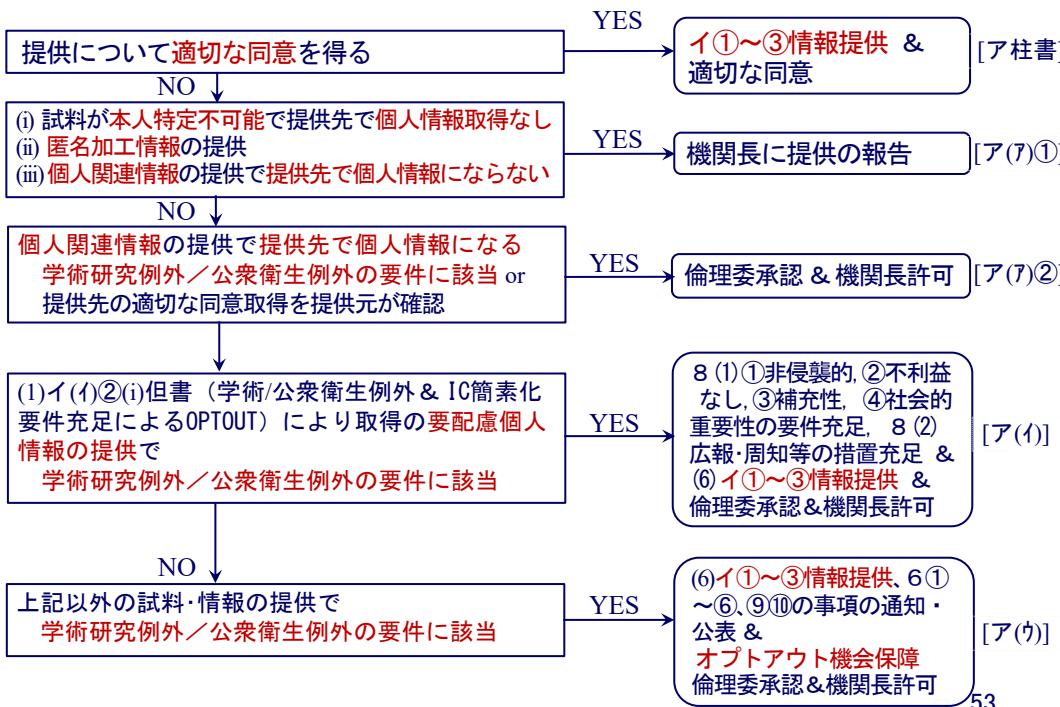
51

13

## 第8 1(6) 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い

ア 外国[EU及び英国を除く]にある者(個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下ア及びイにおいて同じ。)に対し、試料・情報を提供する場合(当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む。)は、当該者に対し試料・情報を提供することについて、あらかじめ、イに掲げる全ての情報を当該研究対象者等に提供した上で、研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、次に掲げる(ア)から(ウ)[規定の文言は省略]までのいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

52



## 第8 1(6) 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い

- イ 外国にある者に対し、試料・情報を提供する者が、アの規定において、研究対象者等に提供しなければならない情報は以下のとおりとする。
- ① 当該外国の名称
  - ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
  - ③ 当該者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- ウ 外国にある者（個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者に限る。）に対し、試料・情報を提供する者は、研究対象者等の適切な同意を受けずに当該者に試料・情報を提供した場合には、個人情報の取扱いについて、[外国にある者による相当措置の継続的な実施の確保のために]個人情報保護法第28条第3項で求めている必要な措置を講ずるとともに、研究対象者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該研究対象者等に提供しなければならない。

54

## 第8 2 電磁的方法によるIC

### 第8

#### 2 電磁的方法によるインフォームド・コンセントの取得

研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した上で、1における文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができる。

- ① 研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと
- ② 研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること
- ③ インフォームド・コンセントを受けた後も5の規定による説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること

## 第8 3 試料・情報の提供に関する記録

#### (1) 試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料・情報の提供のみを行う者は、その提供について、当該研究協力機関の長に報告しなければならない。

#### (2) 試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関等から試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。

55

14

56

## 第8 8 インフォームド・コンセントの手続等の簡略化

1又は4の規定において、次の(1)①から④までに掲げる要件を全て満たし、(2)①から③までに掲げる措置を講ずる場合には、1又は4の規定に基づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略化を行うことができる。

(1) 研究者等は、次に掲げる全ての要件に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、1及び4に規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。

① 研究の実施に侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴わないこと

② 1及び4の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと

③ 1及び4の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること

④ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること(16)ア(イ)に基づき外国にある者へ試料・情報を提供する場合に限る。)

(2) 研究者等は、(1)の規定により手続が簡略化される場合には、次に掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。

① 研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の取得及び利用の目的及び内容(方法を含む。)について広報すること

② 研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明(集団に対するものを含む。)を行うこと

③ 長期間にわたって継続的に試料・情報が取得され、又は利用される場合には、社会に対して、その実情を当該試料・情報の取得又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努めること

[例えば、②は欺罔(deception)を用いる研究に、①③は悉皆的研究等に適用されうる。]

57

## 第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等

### 1 代諾の要件等 [続き]

(2) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、第8の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、(1)ア①の選定方針に従って代諾者等を選定し、当該代諾者等に対して、第8の5の規定による説明事項に加えて(1)ア②に規定する説明事項を説明しなければならない。

(3) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときには、当該研究対象者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。

59

## 第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等

### 1 代諾の要件等

(1) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、第8の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 研究計画書に次に掲げる全ての事項が記載されていること

① 代諾者等の選定方針

② 代諾者等への説明事項(イア又はイ)に該当する者を研究対象者とする場合には、当該者を研究対象者とすることが必要な理由を含む。)

イ 研究対象者が次に掲げる(ア)から(ウ)までのいずれかの場合に該当していること

(ア) 未成年者であること。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合であつて、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴き、研究機関の長の許可を受けたときは、代諾者ではなく当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする。

① 研究の実施に侵襲を伴わない旨

② 研究の目的及び試料・情報の取扱いを含む研究の実施についての情報を親権者又は未成年後見人等が容易に知り得る状態に置き、当該研究が実施又は継続されることについて、当該者が拒否できる機会を保障する旨

(イ) 成年であって、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者であること

(ウ) 死者であること。ただし、研究を実施されることが、その生前ににおける明示的な意思に反している場合を除く。

58

## 未成年者を対象とする場合のICとIA

	中学修了/16歳前	中学修了/16歳～成年	成年後
侵襲的 研究	親権者等IC(インフォームド・コンセント) + 本人IA(インフォームド・アセント)	[本人に判断能力あり] 親権者等IC+本人IC	原則 本人IC
		[本人に判断能力なし] 親権者等IC+本人IA	
非侵襲的 研究	親権者等IC + 本人IA	[本人に判断能力あり] 本人IC+ 親権者等拒否機会保障	
		[本人に判断能力なし] 親権者等IC+本人IA	

※インフォームド・アセント：ICを与える能力を欠く対象者が、研究の実施・継続に関して、その理解力に応じた説明を受け、その実施・継続に賛意を表すこと

15

# 成年に関する民法規定の改正

## 【未成年者の定義】

成年に関する民法(明治29年法律89号)の規定

### (成年)

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

※民法の一部を改正する法律(平成30年6月20日法律59号)  
による改正後の規定(令和4年4月1日施行)

第4条 年齢18歳をもって、成年とする。

## 【参考】

公職選挙法改正(平成27年6月19日法律43号、平成28年6月19日施行)  
選挙権者 20歳以上 → 18歳以上

61

62

# 研究により得られた結果等の取扱い

## 第10 研究により得られた結果等の説明

### 1 研究により得られた結果等の説明に係る手続等

(1) 研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。当該方針を定める際には、次に掲げる全ての事項について考慮する必要がある。

- ア 当該結果等が研究対象者の健康状態等を評価するための情報として、その精度や確実性が十分であるか
- イ 当該結果等が研究対象者の健康等にとって重要な事実であるか
- ウ 当該結果等の説明が研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす可能性があるか

## 第10 研究により得られた結果等の説明

### 1 研究により得られた結果等の説明に係る手続等 [続き]

(2) 研究者等は、研究対象者等からインフォームド・コンセントを受ける際には、(1)における研究により得られた結果等の説明に関する方針を説明し、理解を得なければならない。その上で、研究対象者等が当該研究により得られた結果等の説明を希望しない場合には、その意思を尊重しなければならない。ただし、研究者等は、研究対象者等が研究により得られた結果等の説明を希望していない場合であっても、その結果等が研究対象者、研究対象者の血縁者等の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方法があるときは、研究責任者に報告しなければならない。

(3) 研究責任者は、(2)の規定により報告を受けた場合には、研究対象者等への説明に関して、説明の可否、方法及び内容について次の観点を含めて考慮し、倫理審査委員会の意見を求めなければならぬ。

- ① 研究対象者及び研究対象者の血縁者等の生命に及ぼす影響
- ② 有効な治療法の有無と研究対象者の健康状態
- ③ 研究対象者の血縁者等が同一の疾患等に罹患している可能性
- ④ インフォームド・コンセントに際しての研究結果等の説明に関する内容

63

16

64

## 第10 研究により得られた結果等の説明

### 1 研究により得られた結果等の説明に係る手続等 [続き]

(4) 研究者等は、(3)における倫理審査委員会の意見を踏まえ、研究対象者等に對し、十分な説明を行った上で、当該研究対象者等の意向を確認し、なお説明を希望しない場合には、説明してはならない。

(5) 研究者等は、研究対象者等の同意がない場合には、研究対象者の研究により得られた結果等を研究対象者等以外の人に対し、原則として説明してはならない。ただし、研究対象者の血縁者等が、研究により得られた結果等の説明を希望する場合であって、研究責任者が、その説明を求める理由と必要性を踏まえ説明することの可否について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、必要と判断したときはこの限りでない。

65

## 研究の信頼性確保

66

## 第11 研究に係る適切な対応と報告

### 1 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等

(1) 研究者等は、研究の倫理的妥当性又は科学的合理性を損なう又はそのおそれがある事實を知り、又は情報を得た場合((2)に該当する場合を除く。)には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

(2) 研究者等は、研究の実施の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事實を知り、又は情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は研究機関の長に報告しなければならない。

(3) 研究者等は、研究に關連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する觀点又は研究の実施上の觀点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究機関の長及び研究責任者に報告しなければならない。

67

17

## 第11 研究に係る適切な対応と報告

### 2 研究の進捗状況の管理・監督及び有害事象等の把握・報告

(2) 研究責任者は、1(1)による報告を受けた場合であって、研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合((3)に該当する場合を除く。)には、遅滞なく、研究機関の長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。

(3) 研究責任者は、1(2)又は(3)による報告を受けた場合には、速やかに研究機関の長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。

(4) 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は当該研究により十分な成果が得られた若しくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。

(5) 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を倫理審査委員会及び研究機関の長に報告しなければならない。

(6) 研究責任者は、多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、当該研究に關連する必要な情報を共有しなければならない。

(7) 研究機関の長は、1(2)若しくは(3)又は2(2)若しくは(3)の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、倫理審査委員会の意見を聞き、速やかに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取らなければならない。この場合、倫理審査委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、研究の停止又は暫定的な措置を講ずるよう指示しなければならない。

68

## 利益相反の管理

### 第12 利益相反の管理

- (1) 研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。
- (2) 研究責任者は、医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、研究計画書に記載しなければならない。
- (3) 研究者等は、(2)の規定により研究計画書に記載された利益相反に関する状況を、第8に規定するインフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない。

69

## モニタリング及び監査

### 第14 モニタリング及び監査

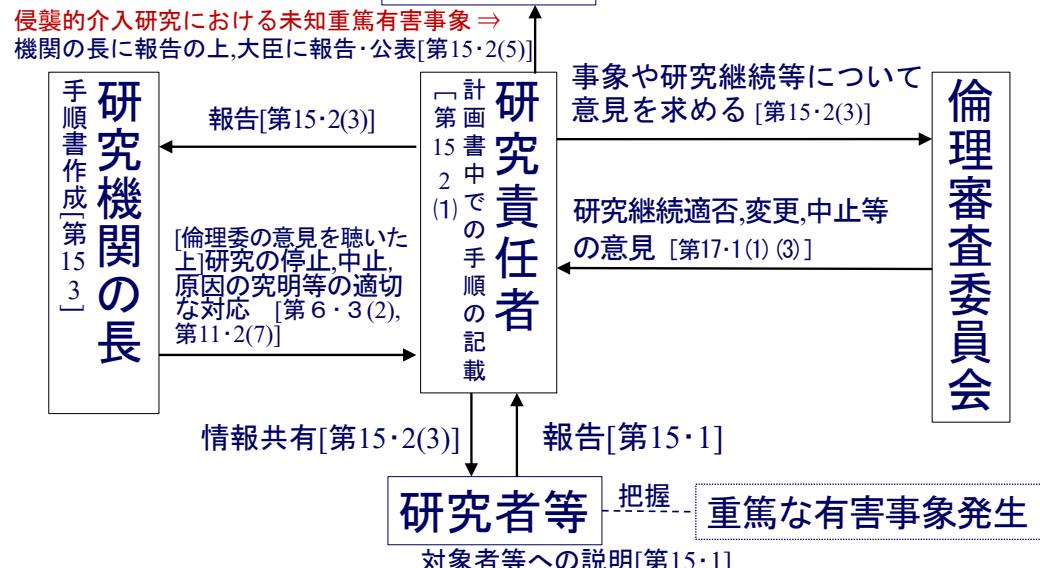
- (1) 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならず、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。
- (2) 研究責任者は、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。
- (3) 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
- (4) モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び研究機関の長に報告しなければならない。
- (5) モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- (6) 研究機関の長は、(1)の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

70

## 重篤な有害事象への対応

### 対応手続概要

厚労大臣



71

18

72

# 個人情報の保護等

73

ご清聴ありがとうございました。

当日映写のスライドと配付資料のPDFファイルは、

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/medical/Lecture/lecture.html>

に掲出いたします。

## 第18 個人情報の保護等

### 1 個人情報等の取扱い

研究者等及び研究機関の長は、個人情報の不適正な取得及び利用の禁止、正確性の確保等、安全管理措置、漏えい等の報告、開示等請求への対応などを含め、個人情報等の取扱いに関する、この指針の規定のほか、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者や行政機関等に適用される規律、条例等を遵守しなければならない。

### 2 試料の取扱い

研究者等及び研究機関の長は、試料の取扱いに関する、この指針の規定を遵守するほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 3 死者の試料・情報の取扱い

研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報に関する、この指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

74

75

19